

令和 8 年

第 3 回 広陵町議会定例会議案

令和 8 年 9 月 4 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

報告第 8 号	公園の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について	[1 頁]
報告第 9 号	公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について	[7 頁]
報告第 10 号	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	[13 頁]
報告第 11 号	令和 7 年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について	[17 頁]
報告第 12 号	令和 8 年度広陵町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告について	[19 頁]
報告第 13 号	令和 8 年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告について	[37 頁]
議案第 59 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	[55 頁]
議案第 60 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	[57 頁]
議案第 61 号	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	[59 頁]
議案第 62 号	広陵町行政手続条例の一部を改正することについて	[61 頁]
議案第 63 号	広陵町印鑑条例の一部を改正することについて	[65 頁]
議案第 64 号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて	[69 頁]
議案第 65 号	令和 8 年度広陵町一般会計補正予算（第 3 号）	[73 頁]
議案第 66 号	令和 8 年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	[93 頁]

報 告 第 8 号

公園の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に
係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和8年9月4日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

公園の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年７月１７日専決

広陵町長 吉 村 裕 之

公園の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

1 損害賠償の相手方

10 of 10

2 事故の概要

(1) 事故發生日時

令和 8 年 5 月 1 日 午後 9 時 0 0 分頃

(2) 事故発生場所

奈良県北葛城郡広陵町馬見南2丁目13の東側（西谷公園内東角）

(3) 事故の状況

近隣公園「西谷公園」の高木が強風に煽られ、隣接する相手方敷地内に倒れた。倒木の際に相手方が所有する自動車を直撃し、損傷させたものである。

(4) 事故後の対応状況

相手方敷地に隣接する高木において、倒れた木同等程度で危険と判断した木は剪定済みである。

3 損害賠償額

1 8 4 , 3 7 1 円

本件による相手方の損害額は1 8 4 , 3 7 1 円で本町1 0 割の過失割合として、1 8 4 , 3 7 1 円を本町の負担とする。

4 和解年月日

令和8年7月17日

なお、当該損害賠償額は、町が加入している保険により補償される。

報 告 第 9 号

公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和8年9月4日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

公用車物損事故による損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年７月２２日専決

広陵町長 吉 村 裕 之

公用車物損事故による損害賠償額の決定について

1 損害賠償の相手方

Response	Percentage
Yes, the current political system is the best one for the country	85%
No, the current political system is not the best one for the country	15%

2 事故の概要

(1) 事故發生日時

令和 8 年 6 月 1 2 日 午前 9 時 4 7 分頃

(2) 事故発生場所

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 1 1 5 7 番 3

(3) 事故の状況

町道南 2 2 号線（片側一車線道路）を広陵町役場前交差点より南行き車線を走行中、脇見運転により曲線区間終点で左前方車輪が脱輪し、ハンドル操作で車体を戻そうと試みたが戻りきれず、信号なし交差点を横断し沿道の相手方所有の田圃に転落した。転落した際、田圃脇に設置されていた樹脂製波板を破損し、田圃耕作面を乱し損傷を与えたものである。なお、公用車両については損傷が生じていない。

3 損害賠償額

79,200 円

本件事故による相手方田圃の損害額は 79,200 円で、
本町 10 割の過失割合として、79,200 円を本町の負
担とする。

4 和解年月日

令和 8 年 7 月 22 日

なお、当該損害賠償額は、町が加入している保険により補償される。

報 告 第 1 0 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金
不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率を、及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により同決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

健全化判断比率（令和 7 年度）

(%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3 年平均)	将来負担比率
広陵町の数値	———	———	5.2	15.9
法に定める 早期健全化基準	13.54	18.54	25.0	350.0

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも黒字で健全であるため「—」表記としています。

〔参考〕

○早期健全化団体・財政再生団体の基準

(%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3 年平均)	将来負担比率
早期健全化団体	11.25～15.0	16.25～20.0	25.0	350.0
財政再生団体	20.0	30.0	35.0	

「早期健全化団体」になると

財政健全化計画の策定と外部監査を求めなければならない。また、総務大臣による必要な勧告を受けることとなる。

「財政再生団体」になると

財政再生計画の策定と外部監査、総務大臣の勧告に加え、起債発行の制限や収支不足額を振り替えるための再生振替特例債が許可される。

資金不足比率（令和 7 年度）

(%)

会 計 の 名 称	資金不足比率	法に定める 経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

（注）資金不足比率は、資金不足がないため「—」表記としています。

報 告 第 1 1 号

令和 7 年度 広陵町土地開発公社の経営状況の
報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第
2 項の規定により、広陵町土地開発公社の決算を別紙のとおり
報告する。

令和 8 年 9 月 4 日 報告

広陵町長 吉 村 裕 之

報 告 第 1 2 号

令和 8 年度 広陵町 一般会計 補正 予算（第 2 号）
の 専決 処分 の 報告 について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 4 日 報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

令和 8 年度 広陵町一般会計補正予算（第 2 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 1 日 専決

広陵町長 吉 村 裕 之

令和 8 年度 広陵町 一般会計 補正予算（第 2 号）

令和 8 年度 広陵町 一般会計 補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,333 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,857,945 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
18 繰入金	
	1 基金繰入金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
514,973	4,333	519,306
506,063	4,333	510,396
16,853,612	4,333	16,857,945

歳 出

款	項
8 教育費	
	1 教育総務費
歳	出 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,598,568	4,333	2,602,901
669,247	4,333	673,580
16,853,612	4,333	16,857,945

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款		補正前の額
18	繰入金	514,973
歳入合計		16,853,612

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
4,333	519,306	
4,333	16,857,945	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
8 教育費	2,598,568	4,333
歳 出 合 計	16,853,612	4,333

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2,602,901				4,333	
16,857,945				4,333	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰入金	514,973	4,333	519,306
	1	基金繰入金	506,063	4,333	510,396
		1 財政調整基金繰入金	165,673	4,333	170,006

18 繰入金 1 基金繰入金 1 財政調整基金繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	4,333	財政調整基金繰入金 4,333

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
8		教育費	2,598,568	4,333	2,602,901			
	1	教育総務費	669,247	4,333	673,580			
	1	教育委員会費	398,070	4,333	402,403			

8 教育費 1 教育総務費 1 教育委員会費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	4,333	●教育委員会費（教育総務課） ・学校給食特別会計繰出金
		4,333 4,333

報 告 第 1 3 号

令和 8 年度 広陵町 学校給食特別会計補正予算（第 1 号）
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 4 日 報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

令和 8 年度 広陵町 学校給食特別会計補正予算（第 1 号）を
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 1 日 専決

広陵町長 吉 村 裕 之

令和 8 年度 広陵町 学校給食特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度 広陵町 学校給食特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,333 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 416,633 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
2 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
393,620	4,333	397,953
393,620	4,333	397,953
412,300	4,333	416,633

歳 出

款		項	
2 中学校給食費			
		1 中学校給食費	
歳	出	合	計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
134,665	4,333	138,998
134,665	4,333	138,998
412,300	4,333	416,633

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
2 繰入金	393,620
歳入合計	412,300

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
4,333	397,953	
4,333	416,633	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 中学校給食費	134,665	4,333
歳 出 合 計	412,300	4,333

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
138,998				4,333	
416,633				4,333	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	393,620	4,333	397,953
	1	一般会計繰入金	393,620	4,333	397,953
	1	1 一般会計繰入金	393,620	4,333	397,953

2 繰入金 1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 一般会計繰入金 (中学校給食費分)	4,333	一般会計繰入金 4,333

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		中学校給食費	134,665	4,333	138,998				4,333
	1	中学校給食費	134,665	4,333	138,998				4,333
	1	中学校給食費	134,665	4,333	138,998				4,333

2 中学校給食費 1 中学校給食費 1 中学校給食費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	4,333	●一般経費（教育総務課） ・給食センター協議会運営負担金 4,333 4,333

議 案 第 5 9 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

広陵町長 吉村 裕之

住所

氏 名 う え す ぎ と し ろ う
上 杉 敏 郎

生 年 月 日

任 期 3 年

令和9年1月1日から令和11年12月31日まで

議 案 第 6 0 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年9月4日提出

広陵町長 吉村 裕之

住所

氏 名 はし もと 橋 本 かず よ 和 代

生 年 月 日

任 期 3 年

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日まで

議 案 第 6 1 号

教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月4日提出

広陵町長 吉村 裕之

住所

氏 名 うす い ゆ か
白 井 有 香

生 年 月 日

任 期 4 年

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで

議 案 第 6 2 号

広陵町行政手続条例の一部を改正することについて

広陵町行政手続条例（平成12年12月広陵町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年9月4日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町行政手続条例の一部を改正する条例

広陵町行政手続条例（平成１２年１２月広陵町条例第８号）の一部を次のように改正する。

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第１５条第３項を次のように改める。

- ３ 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第１５条に次の１項を加える。

- ４ 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「第３項」を「第４項」に改める。

第２２条第３項中「第３項」の次に「及び第４項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「提示を始めた日から２週間を経過したとき」を「とき」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、
「「同項第 3 号及び第 4 号」」を「第 1 5 条第 4 項中「第 1 項第 3
号及び第 4 号」」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、
「第 3 項後段」を「第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の広陵町行政手続条例第 1 5 条第 3 項及び第 4 項並びに第 1 6 条の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議 案 第 6 3 号

広陵町印鑑条例の一部を改正することについて

広陵町印鑑条例（平成4年6月広陵町条例第5号）の一部
を別紙のとおり改正する。

令和8年9月4日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町印鑑条例の一部を改正する条例

広陵町印鑑条例（平成４年６月広陵町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１４条に次の１項を加える。

- ３ 前２項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下この項及び次条において「個人番号カード等」という。）の交付を受けている登録者が、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カード等を提示して申請することができる。この場合において、前２項の規定にかかわらず、町長は、公的個人認証法第３８条第１項の規定による確認をした後において、当該申請をした者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

第１４条の２中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報シス

テム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。)の交付を受けた者は、当該カード」を「個人番号カード等」に、「第2号」を「第3号」に改める。

第15条中「第14条」の次に「第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 6 4 号

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
することについて

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵
町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年9月4日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた広陵町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の広陵町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議 案 第 6 5 号

令和 8 年度 広陵町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度 広陵町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 2 7 , 6 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 , 5 8 5 , 6 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日 提出

広陵町長 吉 村 裕 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
13 使用料及び手数料	
	2 手数料
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
18 繰入金	
	1 基金繰入金
	2 特別会計繰入金
19 諸収入	
	5 雑入
20 町債	
	1 町債
21 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
194,687	12,627	182,060
83,685	12,627	71,058
2,946,011	23,330	2,969,341
1,407,708	23,330	1,431,038
519,306	66,350	585,656
510,396	59,275	569,671
8,910	7,075	15,985
305,982	4,968	301,014
248,133	4,968	243,165
1,285,800	8,000	1,293,800
1,285,800	8,000	1,293,800
0	647,587	647,587
0	647,587	647,587
16,857,945	727,672	17,585,617

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
4 衛生費	
	2 清掃費
8 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,209,305	647,587	2,856,892
1,932,238	647,587	2,579,825
6,855,262	16,360	6,871,622
3,429,638	16,360	3,445,998
1,370,284	55,156	1,425,440
728,599	55,156	783,755
2,602,901	8,569	2,611,470
673,580	3,865	677,445
487,161	2,544	489,705
296,530	2,160	298,690
16,857,945	727,672	17,585,617

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業	金 額
8 教育費	3 公民館費	中央公民館機能移転改修事業	294,500

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大場地区複合施設建設事業に係る造成基本計画策定業務委託	令和9年度	31,200

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
東部地区防災コミュニティセンター建設事業	令和9年度～令和10年度	390,000	令和9年度～令和10年度	541,000

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
さわやかホール指定避難所機能強化整備事業	8,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
13 使用料及び手数料	194,687
14 国庫支出金	2,946,011
18 繰入金	519,306
19 諸収入	305,982
20 町債	1,285,800
21 繰越金	0
歳入合計	16,857,945

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
12,627	182,060	
23,330	2,969,341	
66,350	585,656	
4,968	301,014	
8,000	1,293,800	
647,587	647,587	
727,672	17,585,617	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2	総務費	2,209,305	647,587
3	民生費	6,855,262	16,360
4	衛生費	1,370,284	55,156
8	教育費	2,602,901	8,569
歳 出 合 計		16,857,945	727,672

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2,856,892				647,587	
6,871,622	8,330	8,000		30	
1,425,440	2,373		32,757	20,026	
2,611,470				8,569	
17,585,617	10,703	8,000	32,757	676,212	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		使用料及び手数料	194,687	12,627	182,060
	2	手数料	83,685	12,627	71,058
	2	衛生手数料	70,723	12,627	58,096

14		国庫支出金	2,946,011	23,330	2,969,341
	2	国庫補助金	1,407,708	23,330	1,431,038
	1	総務費国庫補助金	28,911	15,000	43,911
	2	民生費国庫補助金	637,389	8,330	645,719

18		繰入金	519,306	66,350	585,656
	1	基金繰入金	510,396	59,275	569,671
	1	財政調整基金繰入金	170,006	8,923	178,929
	8	新清掃施設建設基金繰入金	0	50,352	50,352
	2	特別会計繰入金	8,910	7,075	15,985
	1	介護保険特別会計繰入金	8,910	7,075	15,985

19		諸収入	305,982	4,968	301,014
	5	雑入	248,133	4,968	243,165
	2	雑入	247,718	4,968	242,750

20		町債	1,285,800	8,000	1,293,800
	1	町債	1,285,800	8,000	1,293,800
	9	民生債	122,600	8,000	130,600

21		繰越金	0	647,587	647,587
	1	繰越金	0	647,587	647,587
	1	繰越金	0	647,587	647,587

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 清掃手数料	12,627	ごみ処理手数料(指定ごみ袋)	12,627

1 総務管理費補助金	15,000	重点支援地方交付金	15,000
1 社会福祉費補助金	8,330	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	8,330

1 財政調整基金繰入金	8,923	財政調整基金繰入金	8,923
1 新清掃施設建設基金繰入金	50,352	新清掃施設建設基金繰入金	50,352
1 介護保険特別会計繰入金	7,075	介護保険特別会計繰入金	7,075

1 雑入	4,968	まほろば環境衛生組合負担金返還金	4,968

1 社会福祉債	8,000	さわやかホール指定避難所機能強化整備工事債	8,000

1 繰越金	647,587	前年度歳計剰余金	647,587

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,209,305	647,587	2,856,892				647,587
	1	総務管理費	1,932,238	647,587	2,579,825				647,587
		2 財産管理費	432,417	647,587	1,080,004				647,587

3		民生費	6,855,262	16,360	6,871,622	8,330	8,000		30
	1	社会福祉費	3,429,638	16,360	3,445,998	8,330	8,000		30
	6	総合保健福祉会館費	51,354	8,030	59,384		8,000		30
	7	介護保険費	451,830	8,330	460,160	8,330			

4		衛生費	1,370,284	55,156	1,425,440	2,373		32,757	20,026
	2	清掃費	728,599	55,156	783,755	2,373		32,757	20,026
	1	清掃総務費	362,281	43,230	405,511			35,831	7,399
	2	塵芥処理費	305,523	11,926	317,449	2,373		3,074	12,627

8		教育費	2,602,901	8,569	2,611,470				8,569
	1	教育総務費	673,580	3,865	677,445				3,865
	2	事務局費	269,377	3,865	273,242				3,865
	2	小学校費	487,161	2,544	489,705				2,544
	1	学校管理費	465,768	2,544	468,312				2,544
	3	中学校費	296,530	2,160	298,690				2,160
	1	学校管理費	278,953	2,160	281,113				2,160

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	647,587	●基金関係費 647,587 ・財政調整基金積立金 347,587 ・公共施設等整備基金積立金 300,000

14 工事請負費	8,030	●一般経費 8,030 ・さわやかホール指定避難所機能強化整備工事 8,030
18 負担金、補助及び交付金	8,330	●介護保険費 8,330 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 8,330

18 負担金、補助及び交付金	43,230	●一般経費（リレーセンター） 43,230 ・まほろば環境衛生組合負担金 43,230
11 役務費	1,573	●一般経費 11,926 ・通信運搬費 1,573
12 委託料	10,353	・大場地区複合施設建設事業に係る造成基本計画策定業務委託料（測量・不動産鑑定） 9,553 ・指定ごみ袋無料引換券配布事業委託料 800

18 負担金、補助及び交付金	3,865	●一般経費（教育総務課） 3,865 ・学校給食費非喫食者支援金 3,865
10 需用費	2,544	●一般経費（東小学校） 1,284 ・光熱水費 1,284 ●一般経費（北小学校） 1,260 ・光熱水費 1,260
10 需用費	2,160	●一般経費（広陵中学校） 2,160

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	

8 教育費 3 中学校費 1 学校管理費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		・ 光熱水費 2,160

議 案 第 6 6 号

令和8年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101,913千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,184,213千円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,427千円を追加し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」及び「第1表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）」による。

令和8年9月4日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳 入

款	項
8 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
360	101,913	102,273
360	101,913	102,273
3,082,300	101,913	3,184,213

歳 出

款	項
5 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰出金
7 基金積立金	
	1 基金積立金
歳	出 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,502	51,614	63,116
2,592	49,966	52,558
8,910	1,648	10,558
0	50,299	50,299
0	50,299	50,299
3,082,300	101,913	3,184,213

第1表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）

歳 入

款	項
2 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
0	5,427	5,427
0	5,427	5,427
23,664	5,427	29,091

歳 出

款	項
2 諸支出金	
	1 繰出金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
0	5,427	5,427
0	5,427	5,427
23,664	5,427	29,091

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）

1 総括
歳入

款		補正前の額
8	繰越金	360
歳入合計		3,082,300

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
101,913	102,273	
101,913	3,184,213	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
5	諸支出金	11,502	51,614
7	基金積立金	0	50,299
歳 出 合 計		3,082,300	101,913

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
63,116				51,614	
50,299				50,299	
3,184,213				101,913	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰越金	360	101,913	102,273
	1	繰越金	360	101,913	102,273
		1 繰越金	360	101,913	102,273

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	101,913	前年度歳計剰余金 101,913

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
5		諸支出金	11,502	51,614	63,116			51,614
	1	償還金及び 還付加算金	2,592	49,966	52,558			49,966
		1 第1号被保 険者保険料 還付金	2,592	2,008	4,600			2,008
		2 償還金	0	47,958	47,958			47,958
	2	繰出金	8,910	1,648	10,558			1,648
		1 他会計繰出 金	8,910	1,648	10,558			1,648
7		基金積立金	0	50,299	50,299			50,299
	1	基金積立金	0	50,299	50,299			50,299
		1 介護給付費 準備基金積 立金	0	50,299	50,299			50,299

5 諸支出金 1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子及び割引料	2,008	● 第1号被保険者保険料還付金 2,008 ・ 保険料還付金 2,008
22 償還金、利子及び割引料	47,958	● 償還金 47,958 ・ 償還金、利子及び割引料 47,958
27 繰出金	1,648	● 他会計繰出金 1,648 ・ 一般会計繰出金 1,648
24 積立金	50,299	● 基金積立金 50,299 ・ 介護給付費準備基金積立金 50,299

歳入歳出補正予算事項別明細書（介護サービス事業勘定）

1 総括
歳入

款	補正前の額
2 繰越金	0
歳入合計	23,664

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
5,427	5,427	
5,427	29,091	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 諸支出金	0	5,427
歳 出 合 計	23,664	5,427

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
5,427				5,427	
29,091				5,427	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰越金	0	5,427	5,427
	1	繰越金	0	5,427	5,427
		1 繰越金	0	5,427	5,427

2 繰越金 1 繰越金 1 繰越金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	5,427	前年度歳計剰余金 5,427

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		諸支出金	0	5,427	5,427				5,427
	1	繰出金	0	5,427	5,427				5,427
		1 他会計繰出金	0	5,427	5,427				5,427

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	5,427	● 他会計繰出金 5,427 ・ 一般会計繰出金 5,427

議 案 第 6 7 号

令和 8 年度 広陵町 下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度 広陵町 下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）
第 1 条 既定の企業債の変更は、次表による。

（単位：千円）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 建 設 事 業	201,400	証書借入	3.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	補正前に同じ。		5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	補正前に同じ。
流域下水道事業	43,700							
資本費平準化	28,000							

令和 8 年 9 月 4 日 提出

広陵町長 吉 村 裕 之

議 案 第 7 5 号

公 用 車 両（電 気 自 動 車）の 買 入 れ に つ い て

次のとおり物品を買入れしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

広 陵 町 長 吉 村 裕 之

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 買 入 れ の 目 的 | 公用車両の更新等に当たり、電気自動車（軽自動車3台）の調達により、環境負荷の低減及び温室効果ガス排出量の削減並びに外部給電機能による災害時の非常用電源としての活用を図る。 |
| 2 | 買 入 れ の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 買 入 れ の 金 額 | 9, 0 6 4, 4 1 6 円

(保険料、手数料等を含む。) |
| 4 | 買 入 れ の 相 手 方 | 奈良県北葛城郡広陵町大字安部458番地1

ホンダ奈良自販株式会社 広陵店

店長 星野 武 |

議 案 第 7 6 号

電話交換機等の買入れについて

次のとおり物品を買入れしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 買入れの目的 | 広陵町役場庁舎及び広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」の電話交換機の入替え（通話録音装置の附帯設置を含む。） |
| 2 | 買入れの方法 | 随意契約

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） |
| 3 | 買入れの金額 | 10,516,000円

（設置費等の諸経費を含む。） |
| 4 | 買入れの相手方 | 奈良県天理市庵治町295番地の2

KOSネットワーク株式会社

代表取締役 福西 尚武 |